（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第六章　略］ 第七章　［略］ ［第一節～第三節　略］ 第四節　削除 ［第八章～第十章　略］ 附則 **第四節**　削除 **第百七十八条から第二百五十六条まで**　削除	目次 ［第一章～第六章　同上］ 第七章　［同上］ ［第一節～第三節　同上］ 第四節　航空無線航行業務（第百七十八条―第二百五十六条） ［第八章～第十章　同上］ 附則 **第四節**　航空無線航行業務 （使用電波） **第百七十八条**　航空無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数は、別に告示する。 **第百七十九条から第百八十一条まで**　削除 （規定の準用） **第百八十二条**　第百八条の規定は、航空無線航行業務に準用する。 **第百八十三条から第二百五十六条まで**　削除
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十五日

総務大臣　高市　早苗

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供） **第二十二条の二の十六**　法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。 ［一　略］ 二　移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること（移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなるものを含み、継続利用を除く。）及び対象設備の購入等をすることを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含み、継続利用を除く。）を条件とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額（法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約	（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供） **第二十二条の二の十六**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］